

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第37号

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p data-bbox="152 467 474 499">第6号様式（第10条関係）</p> <p data-bbox="577 518 636 539">(第1面)</p> <div data-bbox="288 544 920 844"><p data-bbox="309 555 367 571">第 号</p><p data-bbox="445 587 775 603">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p><table border="1" data-bbox="309 635 582 778"><tr><td>職 名</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>年 月 日交付</td><td></td></tr><tr><td>年 月 日限り有効</td><td></td></tr></table><p data-bbox="712 651 757 699">写 真</p><p data-bbox="331 810 533 826">香川県知事 図</p></div> <p data-bbox="577 850 636 871">(第2面)</p> <div data-bbox="309 876 904 922"><p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p></div> <table border="1" data-bbox="309 922 904 1147"><thead><tr><th>法 令 の 条 項</th><th>該 当 の 有 無</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p data-bbox="286 1155 920 1305">備考 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る条例の条項を記載すること。 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</p>	職 名		氏 名		生年月日	年 月 日生	年 月 日交付		年 月 日限り有効		法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p data-bbox="1137 467 1460 499">第6号様式（第10条関係）</p> <p data-bbox="1624 507 1668 528">(表面)</p> <div data-bbox="1377 528 1906 882"><p data-bbox="1579 539 1691 555">8センチメートル</p><p data-bbox="1758 563 1870 579">第 号</p><table border="1" data-bbox="1406 603 1883 730"><tr><td>写 真</td><td>身 分 証 明 書</td><td>所 属 職 名 氏 名 生年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table><p data-bbox="1400 738 1877 794">上記の者は、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第11条第1項の職員であることを証明する。</p><p data-bbox="1467 834 1579 850">年 月 日</p><p data-bbox="1883 528 1906 778">6センチメートル</p></div> <p data-bbox="1624 914 1668 935">(裏面)</p> <div data-bbox="1377 935 1883 1265"><p data-bbox="1433 946 1825 962">香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例（抜粋）</p><p data-bbox="1406 1002 1478 1018">(立入検査)</p><p data-bbox="1384 1026 1877 1098">第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、循環事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p><p data-bbox="1384 1106 1877 1137">2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p><p data-bbox="1384 1145 1877 1177">3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p><p data-bbox="1384 1201 1877 1257">第16条 第11条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p></div>	写 真	身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日
職 名																															
氏 名																															
生年月日	年 月 日生																														
年 月 日交付																															
年 月 日限り有効																															
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																														
写 真	身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日																												

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。